

# 業務指示書

## コソボ国大気汚染対策アドバイザー業務

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月19日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月24日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

（ ）二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

（ ）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：煙道排ガス測定に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／煙道排ガス測定1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：煙道排ガス測定に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コソボ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 大型固定発生源対策／排ガス測定データ活用】

- 1) 類似業務の経験：大型固定発生源対策／排ガス測定データ活用に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：コンボ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月28日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
輸送機材の輸送費、携行機材の購入費及び輸送費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(US\$1 = 124.21 円, EUR1 = 136.05 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/煙道排ガス測定 1  
大型固定発生源対策/排ガス測定データ活用

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月14日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
 コソボ国大気汚染対策アドバイザー業務

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／煙道排ガス測定 1	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 大型固定発生源対策／排ガス測定データ活用	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 【第2 プロジェクトの目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

コソボでは、都市部における大気汚染（主に老朽化した大型火力発電所及び車両の排ガスが要因）が深刻な環境問題となっており、市民の健康への影響が懸念されている。2008年の独立宣言以降、復興にあたり社会インフラ整備に重点をおいてきたことから、環境への取り組みが遅れている状況にあり、EU加盟を目指す現在、特にEUの環境基準を満たすことを前提とした環境対策が急務となっている状況である。

環境空間計画省（Ministry of Environment and Spatial Planning : MESP）は、大気環境モニタリングに必要な法律の制定や関連規定の策定に取り組み、2011年には「Strategy and Action plan on Air Quality」を策定している。現在は、EUエネルギー条約加盟の前提として「国家排出削減計画（NERP）」の策定が求められており、今後は国の資源や他ドナーからの支援を踏まえながら環境課題へ取り組む必要がある。NERPは、大型固定発生源（Large Combustion Plant: LCP、300MW以上のもの）におけるダスト、SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>が、EU排出基準（Emission Limit Values: ELVs）を達成することを基本としている。

上述の状況において、2013年にはNERP策定に向けたロードマップの準備を通じたMESP環境保護課の能力強化を支援するための技術協力（個別専門家派遣）にかかる要請がなされ、JICAは2015年4月にコンタクトミッションを派遣し、協力枠組みに関するMOU（Minutes of Understanding）を交わした（2015年4月23日）。

### 2. プロジェクトの概要

- |                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 派遣国          | : コソボ                             |
| (2) 指導科目         | : 煙道排ガス測定<br>大型固定発生源対策／排ガス測定データ活用 |
| (3) 相手国実施機関（C/P） | : 環境空間計画省（MESP）                   |
| (4) 任地           | : プリシュティナ（首都）                     |

### 3. 業務の目的

コソボ側関係機関（MESP、Kosovo Hydrometeorological Institute（KHMI）、環境監査局、Kosovo Energy Corporation（KEK）環境部、火力発電所（Kosovo A及びB））の大型固定発生源の煙道排ガス測定技術の能力強化を行い、先方のNERP策定に向けたロードマップ<sup>1</sup>のうち、“Inspection and monitoring of emissions” “Assessment of the results” “Collection of information for emission inventories”の実施を支援する。

※ロードマップ詳細は、参考資料を参照のこと。

---

<sup>1</sup> コソボからの要請を受け、JICAは2014年度課題別研修「大気環境管理に向けたキャパシティビルディング」にMESP及びその実施機関であるKHMIから1名ずつ招へいし、当該研修員はNERP策定に向けたアクションプランとしてロードマップの作成を行った。

#### 4. 業務の範囲

コンサルタントは、コンタクトミッションで交わされた MOU に基づき、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

#### 5. 実施方針および留意事項

##### (1) 期待される成果

- 専門家により煙道排ガス測定技術の移転が行われ、コソボ側の同測定に関する理解及び技術が向上する。
- 専門家により火力発電所等における排ガス測定データの ELVs 達成に向けた活用について啓発が行われ、コソボ側関係機関（環境省、KHMI、KEK、Kosovo A 及び B）の知見が強化される。
- 煙道排ガス測定及びその測定データの活用にかかる活動を通じて、MESP のエミッションインベントリ構築に向けた LCP の現況把握及び LCP における ELVs 達成のための排ガス対策の検討・実施を行う能力が強化される。
- ワークショップが複数回開催されることにより、関係機関の本プロジェクトに対する理解が促進されるとともに、プロジェクト実施のプレゼンスが高まる。

##### (2) プロジェクトの実施体制（日本側）

本プロジェクトでは、本業務を実施するコンサルタント以外に、JICA 国際協力専門員が「Strategy and Action plan on Air Quality」のレビューと意見交換及びプロジェクト実施に関する助言を行う予定である。本業務実施にあたっては、当該専門員と活動方針や進捗等について情報共有を図るとともに、適宜 JICA が設定する打合せに参加し、活動の相乗効果が得られるよう留意すること。

##### (3) プロジェクトの実施体制（コソボ側）

本業務の相手国実施機関は MESP であり、コンタクトミッションにおける協議を経て C/P の特定とワーキンググループの設定を行っている。取りまとめは産業汚染保護課（Division for Protection from Industrial Pollution）課長（Director）が担っており、本業務実施に際しては常に同氏と協議を行うとともに、その他 KHMI や環境監査局、KEK 環境部、Kosovo A 及び B といった関係機関との連携した活動が必須である。コンタクトミッションの協議の結果、煙道排ガス測定や分析機器の使用に係る技術移転においては、MESP のみならず他の関係機関も活動に参加することとなっている。短期間で効果的なキャパシティディベロップメントが図れるよう、各派遣の最初と最後に関係者全体を集めたワークショップを開催する等活動の工夫を行う必要がある。

※ワーキンググループ等詳細は、参考資料を参照のこと。

##### (4) 機材調達

本業務実施にあたっては、ダスト及び煙道排ガス測定に必要な機材、試薬、消耗品を調達する必要がある。特に「6. 業務の内容」及び第 3「業務実施上の条件」にも示すよ

うに、本業務では2回の派遣を想定しており、第1次派遣は10月～11月、第2次派遣は2016年3月頃を予定している。想定する主要機材は、①JIS標準法に基づくダスト測定用機材、②JIS標準法に基づく排ガスの連続測定器(SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、CO<sub>2</sub>、O<sub>2</sub>)である。

第1次派遣時には、主な活動としてダスト及び煙道排ガス測定を日本人専門家のデモンストレーションにより実施しコソボ側の知見を深めるが、契約後迅速に現地調査を実施する必要があることに鑑み、受注者が所有する機材(受注者が所有しないものがある場合はリース等を含む)を輸送機材として持ち込むことを想定している(携行機材でないことに留意)。なお、輸送にかかる手続きはコンサルタントが実施することとする。

一方、第2次派遣においては、携行機材として必要な機材を調達した上で、測定手法の技術移転を行うとともに排ガスデータの取得を行う必要がある。コンタクトミッションの結果から主要な調達機材はある程度特定されているものの、試薬や消耗品に関しては、第1次派遣時における先方との確認を通じて詳細を特定する必要がある。この携行機材に関して、コンサルタントは「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に沿って調達することとする。

なお、第1次派遣と第2次派遣の活動内容は、コソボ側のNERP策定スケジュール状況によって前後する可能性がある。そのため、第1次派遣において排ガスデータの取得を行うことも想定して輸送機材を準備すること。

具体的な輸送機材及び携行機材は、①機材名②数量③基本的な仕様④調達方法⑤見積金額⑥必要と判断される理由等を記載の上プロポーザルにて提案すること。

※想定される機材については、参考資料を参照のこと。

## (5) 通訳・翻訳

本業務を実施するにあたり、コソボ側技術者とのコミュニケーションはアルバニア語で実施されることが望ましく(技術的文書もアルバニア語で記載されている)、英語—アルバニア語の通訳・翻訳を備える必要があるため、見積りに含めること。実地での技術移転を想定した場合、人数は2名必要な場面も多いと想定される。

## 6. 業務の内容

### (1) ワークプランの作成・協議

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法(キャパシティディベロップメント支援の手法を含む)、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を予備的に検討し、JICA地球環境部の承認後、ワークプラン(案)としてとりまとめる。現地作業開始時にMESPおよびその他関係機関へ説明し、その内容に関する協議を行い、合意を得る。

### (2) 煙道排ガス測定専門家の業務(2名、4MM相当)

- JIS標準法に基づく、ダスト、SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>等の煙道排ガス測定(サンプリング、ラボ分析、データ評価)の技術移転を実施するためのコソボ側に必要な機材を具体的に特定する。

- 同上煙道排ガス測定技術移転に必要とされる JICA 専門家携行機材の仕様を固め、適切な機材を購入する。
- 同上煙道排ガス測定技術移転に必要とされるコソボ側の準備・負担事項（携行機材使用やラボ分析に伴う消耗品など）を明らかにする。
- 煙道排ガス測定（サンプリング、ラボ分析、データ評価）に関わる講義、ワークショップを開催する。
- 火力発電所（Kosovo A または B）で、デモンストレーションとして試行的に煙道排ガス測定を実施する。
- 携行機材を用いて、火力発電所（Kosovo A または B）においてコソボ側に煙道排ガス測定の OJT を実施する。
- 適切であれば、火力発電所（Kosovo A 及び B）において電気集塵機（Electrostatic Precipitator（ESP））の前後で、煙道排ガス測定を行い、データの解釈等を「大型固定発生源対策／排ガス測定データ活用専門家」と共同で行い、コソボ側に技術的な提言を行う。

※排ガスサンプリング現場の安全確保、コミュニケーションの問題等で、十分な技術移転活動が困難であると判明した場合は、MESP 及び JICA と協議の上、次善の策として、日本人専門家が排ガス測定及び測定データの取りまとめを行い、そのデータの報告や活用に関して啓発活動を行うという状況を検討する可能性も考えられる。

(3) 大型固定発生源対策／排ガス測定データ活用専門家の業務（1名、2MM 相当）

- 火力発電所（Kosovo A 及び B）の排ガス対策及び排ガス排出状況に関連する情報を収集・解析する。
- 上記、煙道排ガス測定データの解釈、活用に関して、コソボ側（環境省、KEK、Kosovo A 及び B）の知見を高める。
- 火力発電所（Kosovo A 及び B）における ELVs 達成の方策及び NERP 策定にむけての課題を整理する。
- 火力発電所（Kosovo A 及び B）におけるボイラ技術や燃焼管理の改善、ダスト、SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub> の排ガス対策に関して、技術的な提言を行う。
- 他国における類似の事例を照会し、MESP、KEK 等関係機関の排ガス削減に関わる知見を高める。

(4) 機材調達

「5. 実施方針および留意事項」(4)に既述のとおり、活動に必要な機材を具体的に特定し携行機材として調達する。

(5) 第 1 次派遣帰国報告

コンサルタントは、第 1 次派遣終了後に JICA 地球環境部に対して帰国報告を実施するとともに、第 2 次派遣に向けての活動計画を協議することとする。その際、帰国報告資

料を作成することとする。

(6) プロジェクト事業完了報告書の作成

プロジェクト終了時には、C/P と共同でプロジェクト事業完了報告書（和文・英文）を取りまとめ、コソボ側に提出する。また、JICA 地球環境部に対して第 2 次派遣帰国報告を実施する。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。

<報告書>

レポート名	提出時期	部数など
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部 CD-ROM 1 枚
ワークプラン	2015 年 9 月下旬	英文、アルバニア語各 3 部 CD-ROM 1 枚
プロジェクト事業完了報告書	契約終了時	和文、英文、アルバニア語各 3 部 CD-ROM 各 1 枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(平成 22 年 3 月)」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、専門的な用語については必ず正式名称を明示すること。

また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知見とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(1) ワークプラン

コンサルタントは、既存資料（事前調査資料等）を整理分析し、ワークプランを作成し、現地作業開始時に MESP 及びその他関係機関へ説明し、内容に関する協議を行う。なお、ワークプランには最低限以下の項目を含めることとする。

(ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

(イ) プロジェクト実施の基本方針

(ウ) プロジェクト実施の具体的方法

- (エ) プロジェクト実施体制
- (オ) 業務フローチャート
- (カ) 詳細活動計画
- (キ) 要員計画
- (ク) その他必要事項

(2) プロジェクト事業完了報告書

コンサルタントは、プロジェクト終了までにプロジェクト事業完了報告書を作成し、MESP 及びその他関係機関へ説明し、内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえ内容を修正の上、JICA が開催する会議でプロジェクト業務完了報告書に基づく最終報告を実施し、その内容について JICA の合意を得ることとする。なお、プロジェクト事業完了報告書には、最低限以下の項目を含めることとする。

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って既述）
- (ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓
- (エ) 成果の達成度

添付資料

- ① 業務フローチャート
- ② 詳細活動計画
- ③ 専門家派遣実績
- ④ 機材投入実績

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

2015年9月の開始、2016年5月の終了を目途とする。現地派遣は、2015年4月のコンタクトミッションにおけるMOUに基づき、以下の2回を想定する。

第1次派遣： 2015年10月～11月

第2次派遣： 2016年2月～3月または3月～4月

#### 2. 業務量の目途および業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

全体：7M/M（内、現地6MM、国内1MM）

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する業務従事者を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な業務従事者構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(ア) 総括／煙道排ガス測定 1（2号）

(イ) 煙道排ガス測定 2

総括と協力し、排ガス測定及び測定技術の移転を担当

(ウ) 大型固定発生源対策／排ガス測定データ活用（3号）

#### 3. 相手国の便宜供与

コソボ政府（MESP）はMOU（2015年4月23日署名）に基づき、携行機材の保管場所及び機材の移送車両、その他所有するイオンクロマトグラフを提供予定。なお、イオンクロマトグラフは使用期間に制約があるため詳細を配布資料で確認すること。

#### 4. 参考資料

配布資料として、以下を配布する。

- コソボ「大気汚染対策アドバイザー」コンタクトミッション帰国報告書
- アクションプラン“Preparation of the National Emission Reduction Plan (NERP) 06 November 2014, Tokyo, Japan”



## 5. 機材

本業務に必要な機材は、以下のとおり（第2の「プロジェクトの目的・内容に関する事項」5(4)「機材調達」も参照のこと）。見積りにおいては、輸送機材の輸送費、携行機材の購入費及び輸送費を別見積りとする。その他業務遂行上必要な機材があればプロポーザルの中で提案すること。

- JIS 標準法に基づくダスト測定用機材及び必要な試薬、消耗品 1 式
- JIS 標準法に基づく排ガスの連続測定器（SO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、CO<sub>2</sub>、O<sub>2</sub>）及び必要な試薬、消耗品 1 式

## 6. 輸出管理

本契約における輸送機材及び携行機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令および輸出に関する其他法令により輸出申告書類として、許可証および証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行なうものとする。

## 7. 安全管理

現地派遣期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、当該国の JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行なうこと。また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。さらに、現地調査時には、同事務所等と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所等と緊密に連絡を取るよう留意すること。

## 8. 複数年度契約

本業務においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施できることとする。

## 9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上